

○山陽小野田市労働会館条例

平成 1 7 年 3 月 2 2 日

条例第 1 3 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、健全な勤労文化の高揚を図り、広く市民の福祉増進に資するため、山陽小野田市労働会館（以下「労働会館」という。）を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 労働会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山陽小野田市労働会館	山陽小野田市北竜王町 9 番 4 5 号

(事業)

第 3 条 労働会館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 勤労者の福祉の増進に関する事業
- (2) 施設の維持管理に関する事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、労働会館の目的を達成するために必要な事業

(使用許可)

第 4 条 労働会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

3 市長は、第 1 項の規定による申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物若しくは附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成２３年山陽小野田市条例第１８号）
第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員である
とき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

（使用料）

第５条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受け
る際、別表第１から別表第３までの定めにより算出して得た額を使用料とし
て納入しなければならない。

２ 市長は、公用若しくは公益のため労働会館を使用するとき、その他特別な
理由があると認めるときは、使用料を後納させ、又は減免することができる。

３ 前２項の使用料の算定金額に１０円未満の端数があるときは、その金額を
切り捨てる。

（使用料の不還付）

第６条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認
めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

（特別の設備等）

第７条 使用者は、労働会館に特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具
を使用するときは、市長の許可を受けなければならない。

（目的以外の使用等の禁止）

第８条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に労働会館を使用し、又はその
使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第９条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の
条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができ
る。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責
めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 使用の目的以外に使用したとき。

(4) 不正な手段により使用許可を受けたとき。

(5) 公益上その他市長が必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、その使用を終えたとき、又は前条の規定により使用の許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長が代わって執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第11条 使用者は、その使用により建物若しくは附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これに相当する額を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第12条 市長は、労働会館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に労働会館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 前条の規定により指定管理者に労働会館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 施設の使用の許可に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第4条、第7条、第9条及び第10条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に労働会館の管理を行わなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、労働会館の管理及び運営について必

要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小野田市労働会館条例（昭和56年小野田市条例第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月9日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月15日条例第21号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の山陽小野田市労働会館条例の規定によりされた使用の許可に係る使用料であって同日以後の使用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成23年12月26日条例第31号）

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月26日条例第37号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山陽小野田市準用河川占用料等徴収条例、山陽小野田市行政財産使用料徴収条例、山陽小野田市漁港区域占用料等徴収条例、山陽小野田市海岸保全区域占用料等徴収条例、山陽小野田市道路占用料徴収条例、山陽小野田市福祉センター条例、山陽小野田市急患診療所条例、山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、山陽小野田市商工センター条例、山陽小野田市商業起業家支援センター条例、山陽小野田市漁港管理条例、山陽小野田市

労働会館条例、山陽小野田市雇用能力開発支援センター条例、山陽小野田市港湾施設条例、山陽小野田市立学校施設使用料条例、山陽小野田市立図書館条例、山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例、山陽小野田市きららガラス未来館条例又は山陽小野田市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用、占用等の許可等をしたものから適用し、同日前に使用、占用等の許可等をしたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の山陽小野田市厚狭地区複合施設条例、山陽小野田市法定外公共物管理条例、山陽小野田市準用河川占用料等徴収条例、山陽小野田市行政財産使用料徴収条例、山陽小野田市漁港区域占用料等徴収条例、山陽小野田市海岸保全区域占用料等徴収条例、山陽小野田市道路占用料徴収条例、山陽小野田市石丸総合館条例、山陽小野田市福祉センター条例、山陽小野田市急患診療所条例、山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、山陽小野田市墓地条例、山陽小野田市商工センター条例、山陽小野田市漁港管理条例、山陽小野田市勤労青少年ホーム条例、山陽小野田市労働会館条例、山陽小野田市雇用能力開発支援センター条例、山陽小野田市港湾施設条例、山陽小野田市都市公園条例、山陽小野田市立学校施設使用料条例、山陽小野田市立図書館条例、山陽小野田市公民館条例、山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例、山陽小野田市青年の家等設置条例、山陽小野田市きららガラス未来館条例又は山陽小野田市津布田会館条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用、占用等の許可等をしたものから適用し、同日前に使用、占用等の許可等をしたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 12 月 21 日条例第 38 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

労働会館使用料表

(単位：円)

区分			午前 9 時 から正午 まで	正午から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から午後 1 0 時ま で	時間区分帯以外 (1 時間につき)	
						午前	午後
大ホ ール	スポーツ 使用	半面	2 7 0	3 3 0	3 8 0	1 1 0	1 6 0
		全面	5 5 0	6 6 0	7 7 0	2 2 0	3 3 0
	スポーツ外使用		1 , 1 0 0	1 , 3 2 0	1 , 6 5 0	2 2 0	3 3 0
ステージ			5 5 0	6 6 0	8 8 0	2 2 0	3 3 0
大会議室 1			1 , 2 1 0	1 , 5 4 0	2 , 2 0 0	2 2 0	3 3 0
大会議室 2			1 , 2 1 0	1 , 5 4 0	2 , 2 0 0	2 2 0	3 3 0
和室			8 8 0	1 , 1 0 0	1 , 6 5 0	2 2 0	3 3 0

備考

- 1 使用時間が時間区分帯の欄の時間に満たないときの使用料は、時間区分帯の欄の使用料（以下「所定使用料」という。）を徴収する。
- 2 使用時間区分帯を 2 欄以上にわたって使用する場合の使用料は、それぞれの所定使用料を合算して徴収する。
- 3 時間区分帯以外の欄の使用料は、午前 9 時前及び午後 10 時後の使用について適用する。この場合において、使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、1 時間に切り上げて徴収する。
- 4 入場料等を徴収して使用する場合又は物品販売等に使用する場合は、所定使用料に所定使用料の 100 分の 200 相当額を加算して徴収する。
- 5 山陽小野田市民以外の者が使用する場合は、所定使用料に所定使用料の 100 分の 100 相当額を加算して徴収する。

別表第 2（第 5 条関係）

労働会館冷暖房使用料表

(単位：円)

区分	使用料（1 時間につき）
----	--------------

	冷房	暖房
大ホール	1, 4 8 0	9 9 0
大会議室 1	4 9 0	3 3 0
大会議室 2	4 9 0	3 3 0
和室	2 7 0	1 6 0

備考 使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、1 時間に切り上げて徴収する。

別表第 3（第 5 条関係）

労働会館器具使用料表

（単位：円）

種目	品目	1 回につき
体育器具	バレーボールネット	4 4 0
	バドミントンネット	1 1 0
	卓球台（ネット付）	1 1 0